

都市計画公園及び緑地の変更・廃止(素案)の説明会 議事録(要旨)

日 時:令和3年 11 月 11 日(木)

19 時 00 分ごろ～20 時 10 分ごろ

場 所:寝屋川市立西コミュニティセンター 体育館

参加者:9名(市出席者を除く。)

説明者:寝屋川市2軸化事業本部、都市基盤整備部公園みどり課

1 説明

本市が計画決定権限を有する都市計画公園及び緑地 26 箇所について、大阪府都市計画協会作成の「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」(以下「見直しの基本的な考え方」という。)に基づき検討した結果、21 箇所を変更・廃止候補とする素案をとりまとめた。

以上のことに関して、資料に基づき説明を行った。

2 質疑応答等(要旨)

説明の後、以下のとおり質疑応答等があった。

質疑、意見等	市の回答、見解等
存続候補となったものについて、5年～10年ごとの見直しを行う、とあるが、どのように考えているのか。	存続候補となったものについては、整備手法等の検討を行うとともに、社会経済情勢に合わせ、概ね5年～10年ごとの見直しの中、再検証を行ってまいります。
代替機能施設等として、道路緑地についての評価は行われているのか。	仁和寺公園については、必要性評価における景観の項目が「高」となっており、また、代替機能評価における景観の項目が「有」となっております。

	<p>この景観の項目については、道路緑地も含め、周辺のみどりの量で評価しており、仁和寺公園については、みどりの量は充足しているものです。</p>
<p>今後、見直しを行うのであれば、もっと早く行ってほしい。10年以内でもできないのではないか。</p>	<p>今後については、概ね5～10年ごとの見直しの中、再検証を行ってまいります。</p>
<p>実現性評価が「低」となった後の整備手法等の検討とは。借地という方法もあるのではないか。</p>	<p>整備手法については、用地買収を伴わない手法も含めて検討し、今後、新たな代替策が確保できれば、利用効果や媒体効果が確保されることもあるものと考えています。</p>
<p>「見直しの基本的な考え方」ではなく、寝屋川市独自の基準で評価すれば良いのではないか。</p>	<p>「見直しの基本的な考え方」については、大阪府及び府内市町村（大阪市を除く。）が参画した大阪府都市計画協会により作成しており、また、有識者の意見を及びパブリック・コメントを踏まえ、作成したものです。</p> <p>大阪府との都市計画の一体性の観点も踏まえ、本市においては、「見直しの基本的な考え方」に基づき、見直しを行ってまいります。</p>
<p>都市計画公園について、なぜ廃止か。本市は密集地であるから、増やすべきではないか。</p>	<p>都市計画決定してからの社会経済情勢の変化を鑑みて、今後も必要かどうかを評価し、また、この50年の間に周辺に整備された施</p>

	<p>設等で公園の代わりになり得るものがあるかどうか評価した結果、廃止候補としたものです。</p>
<p>「廃止」との説明であるが、公園の廃止ではなく、都市計画の廃止と理解してよいか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>黒原旭町公園について、廃止候補となっているが、固定資産税等が高くなるのか。</p>	<p>都市計画区域の中の土地について評価額を補正するという制度があり、補正された分、近傍の計画決定されていない土地と比べると、税額が若干ですが低くなっています。</p> <p>素案通り廃止となった場合、評価の補正がなくなり、固定資産税が上がるものです。</p>
<p>素案の内容について、若い人にもわかるような内容で公表すべきではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会が一度延期になったこともあり、その間、多くのお電話や御来庁により、お問い合わせをいただいております。</p> <p>そういう中で、できる限り説明させていただいたところであり、また、これからもできる限りわかりやすい説明に努めてまいります。</p>